

## 愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)において実施するサービス評価（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する自己評価及び外部評価をいう。以下同じ。)を円滑かつ効果的に推進するため愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 運営委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) サービス評価事業に関する企画及び進行管理に関すること。
- (2) 外部評価機関の追加選定、選定更新及び取消しに関すること。
- (3) 外部評価調査員養成研修への技術的支援に関すること。
- (4) サービス評価事業に係る苦情受付及び審査に関すること。
- (5) その他サービス評価事業の推進に関すること。

### (組織)

第3条 運営委員会は、委員8名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業所団体関係者
- (3) 利用者家族関係者
- (4) 市町関係者

### (会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を統括し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 運営委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求め

ることができる。

(企画アドバイザー)

第7条 第2条第1項第1号、第3号及び第5号の検討にあたり、介護保険サービス事業者及び評価調査員研修修了者の意見を求めるため運営委員会に企画アドバイザーを置くことができる。

2 企画アドバイザーは、介護保険サービス事業者、評価調査員研修修了者等のうちから知事が委嘱する。

3 企画アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、必要に応じ企画アドバイザーに会議への出席を求めることができる。

(解散)

第8条 運営委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月8日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。